

第 15 章 避難のための立ち退き

1 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

2 立ち退き指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号（第9章第3節）、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

3 立ち退き指示の徹底

実施責任者は、テレビ、ラジオ、信号、広報車あるいは広報網、その他の方法により区域居住者に周知徹底を図るものとする。

第 16 章 応 急 復 旧

1 河川における応急復旧

土木事務所長は、河川において被害（決壊、崩壊、漏水亀裂等）が発生した場合において、応急復旧に特に緊急を要すると認めたときは、速やかに応急措置をとるとともに、その旨を建設交通部長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

2 道路・橋梁等の応急復旧

土木事務所長は、道路の被害（埋没・亀裂・崩土路肩決壊・全壊・半壊等）及び橋梁に被害（破壊・流出）が発生した場合は、前項の例により措置するものとする。